

「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案」及び
「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う
国土交通省関係省令の整備に関する省令案」に関する意見募集について

令和 6 年 9 月 13 日
国土交通省都市局

国土交通省では、別紙のとおり、「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」及び「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」の制定を検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」及び「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」について

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省都市局都市計画課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和 6 年 9 月 13 日（金）から令和 6 年 10 月 14 日（月）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス： hqt-toshi-ryokuchi@gxb.mlit.go.jp

国土交通省都市局都市計画課、まちづくり推進課、公園緑地・景観課、都市環境課
パブリックコメント担当 宛

② FAXの場合

FAX番号 03-5253-1590

国土交通省都市局都市計画課 パブリックコメント担当 宛

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省都市局都市計画課 パブリックコメント担当 宛

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省都市局都市計画課

電話番号 03-5253-8409（内線32624）

国土交通省都市局まちづくり推進課

電話番号 03-5253-8406（内線32534）

国土交通省都市局公園緑地・景観課

電話番号 03-5253-8954（内線32933）

国土交通省都市局都市環境課

電話番号 03-5253-8295

(意見提出様式)

国土交通省都市局都市計画課、まちづくり推進課、公園緑地・景観課、都市環境課
パブリックコメント担当 宛

「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」及び
「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」
に対する意見

1. 氏 名（法人又は団体の場合は名称）
2. 住 所（法人又は団体の場合は所在地）
3. 電話番号
4. 電子メールアドレス
5. 意 見
（該当箇所）

（意 見）